

所得捕捉に関する主な研究

論文名	分析方法	対象年	推計結果			
			年	給与	事業	農業
石 (1981)	国民所得統計におけるマクロの所得額と、税務統計におけるマクロの所得額を、概念をすり合わせた上で比較推計。	70～78年		%	%	%
			70	95.8	69.3	33.6
			71	98.2	69.9	28.3
			72	96.8	70.1	29.8
			73	88.1	55.8	29.5
			74	98.6	56.4	25.9
			75	100.3	72.7	22.3
			76	94.2	69.7	19.7
			77	91.3	80.7	20.9
			78	96.1	72.8	22.5
本間・井堀・ 跡田・村山 (1984)	所得再分配調査に基づき、給与所得世帯の所得額と税負担から税額算定式を求め、これを事業所得世帯・農業所得世帯の申告所得に当てはめることで、本来支払うべき税額と実際の税額との比率を算定。	66,71,74,77年	(給与所得者＝100%とした場合)			
			66	100	55.59	34.09
			71	100	53.59	37.71
			74	100	63.46	41.48
			77	100	68.58	52.65
奥野・小西・ 竹内・照山・吉川 (1990)	国民生活基礎調査の所得と、税務統計上の所得とを具体的な世帯を仮定して、業種別・所得階層別に比較推計。	85年	(給与所得者＝100%とした場合)			
			85	100	64.4～77.0	46.9～57.2
			(85年、3ケースに分けて試算された結果の上下限)			
大田・坪内・ 辻 (2003)	国民所得統計におけるマクロの所得額と、税務統計におけるマクロの所得額を、概念をすり合わせた上で比較推計。	77～97年	77	94.5	69.2	38.8
			82	96.4	79.3	54.0
			87	100.6	77.6	75.3
			92	102.1	81.1	84.1
			97	101.8	94.7	81.0

- 石弘光 (1981)
「課税所得捕捉率の業種間格差—クロヨン—の推計」(『季刊 現代経済』 SPRING 1981)
- 本間正明・井堀利宏・跡田直澄・村山淳喜 (1984)
「所得税負担の業種間格差の実態—ミクロ的アプローチ—」(『季刊 現代経済』 AUTUMN 1984)
- 奥野正寛・小西秀樹・竹内恵行・照山博司・吉川洋 (1990)
「所得税・住民税の業種間・階層間負担構造」(『日本の政治経済システム』 日本経済新聞社)
- 大田弘子・坪内浩・辻健彦 (2003)
「所得税における水平的公平性について」(内閣府政策統括官 ディスカッションペーパー)

納税者の信頼確保に向けた主な施策

	主 な 施 策	備 考
昭和 56 年	・脱税に係る懲役刑及び公訴時効期間の強化・延長 ・脱税に係る更正決定の期間制限の延長	・3 年 ⇒ 5 年 ・5 年 ⇒ 7 年
昭和 59 年	・白色申告者に対する記録保存制度及び記帳制度の創設 ・総収入金額報告書提出制度の創設（昭和 62 年拡充） ・官公署等への協力要請規定の創設（昭和 63 年等、平成 18 年拡充） ・過少申告加算税の割合の引上げ ・原告が行うべき証拠の申出に係る規定の整備	・所得金額 300 万円超の者を対象（記帳義務） ・総収入金額 3000 万円超の者を対象 ・一律 5% ⇒ 5%・10%
昭和 62 年	・過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の割合の引上げ	・一律 5% 引上げ
平成 8 年	・公益法人等の収支計算書の提出制度の創設	・収益事業を営まない年間収入 8000 万円超の公益法人等を対象
平成 9 年	・国外送金等調書提出制度の創設	・200 万円超の国外送金を対象
平成 10 年	・帳簿書類の電子データ保存制度の創設	・スキャナ保存への対応（平成 16 年拡充）
平成 15 年	・租税条約の規定に基づく情報収集制度の創設	・犯則調査への対応（平成 18 年拡充）
平成 16 年	・電子申告・電子納税の運用開始	
平成 17 年	・確定申告等の際の国民年金保険料の納付証明書の添付義務化	
平成 18 年	・相続税の物納制度の見直し（許可基準の明確化、審査期間の法定等） ・給与の源泉徴収票等の電子交付 ・郵便等により提出される書類の発信主義の適用範囲の拡大 ・無申告加算税及び不納付加算税の不適用制度の創設 ・無申告加算税の割合の引上げ ・更正の請求制度の拡充 ・他の税務署長等への徴収の引継ぎ制度の創設	・一律 15% ⇒ 15%・20%

	主 な 施 策	備 考
平成 19 年	・ 電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度の創設（平成 19 年分又は平成 20 年分） ・ 税務手続の電子化促進措置 ・ 電子申告における第三者作成書類の添付省略 ・ 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の拡充 ・ 源泉徴収関係書類の電子提出 ・ 電子署名の省略 ・ 電子申請等証明書制度の創設 ・ コンビニエンス・ストアで納税できる制度の創設 ・ 公売手続の円滑化(公売保証金の提供方法、買受代金の納付期限等) ・ 資料情報・源泉徴収制度の対象範囲の拡大等（通訳、投資事業を行う組合等）	

給与所得控除制度の沿革

○昭和49年以降現行までの制度の推移

大正2年 「勤労控除」の創設（定率控除）

昭和22年 分類所得税の廃止
（「勤労所得」を「給与所得」に改称）
控除限度額の設定

昭和25年 シャウプ税制（控除率引下げ）

昭和28年 給与所得控除に改称

昭和32年 控除率を複数段階に設定
（収入に応じて逡減）

昭和36年 定額控除の導入
（定額控除と定率控除の組合せ）

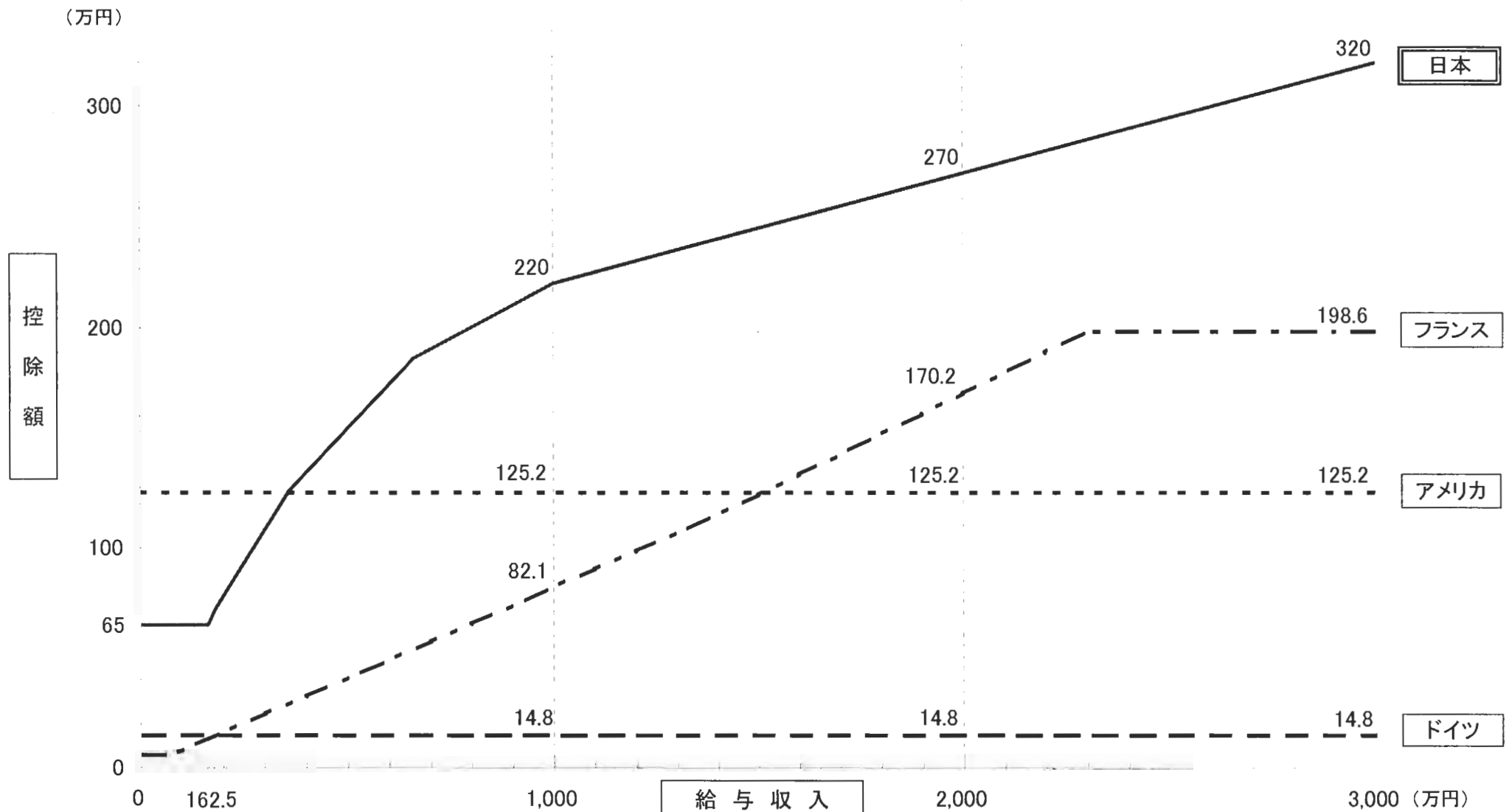
昭和49年 最低控除保障額の設置
（定額控除と定率控除を統合）
控除限度額の廃止

区 分		昭48年	～54年	～58年	～63年	～平6年	現 行 (7年～)
		万円	万円	万円	万円	万円	万円
定額控除		16	—	—	—	—	—
定率控除	（最低保障）	—	（50）	（50）	（57）	（65）	（65）
	40%	—	～150	～150	～165	～165	～180
	30%	—	～300	～300	～330	～330	～360
	20%	～150	～600	～600	～600	～600	～660
	10%	～300	600～	～1,000	～1,000	～1,000	～1,000
	5%	～600	—	1,000～	1,000～	1,000～	1,000～
控除限度額		76	—	—	—	—	—

給与収入に係る概算控除の国際比較(夫婦子2人)

未定稿

(2007年1月現在)



- (注) 1. 日本は給与所得控除、アメリカは概算控除(実額控除との選択制)、ドイツは被用者概算控除(実額控除との選択制)及び特別支出概算控除、フランスは必要経費概算控除(実額控除との選択制)について、夫婦子2人の場合の控除額を記載している。
2. イギリスでは、給与収入に係る概算控除制度は設けられていない。
3. 邦貨換算レート: 1ドル=117円、1ユーロ=149円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成18年(2006年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
4. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の控除額である。

給与所得者の特定支出控除（昭和63年分～）

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
○ 通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
○ 転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
○ 研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
○ 資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
○ 単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

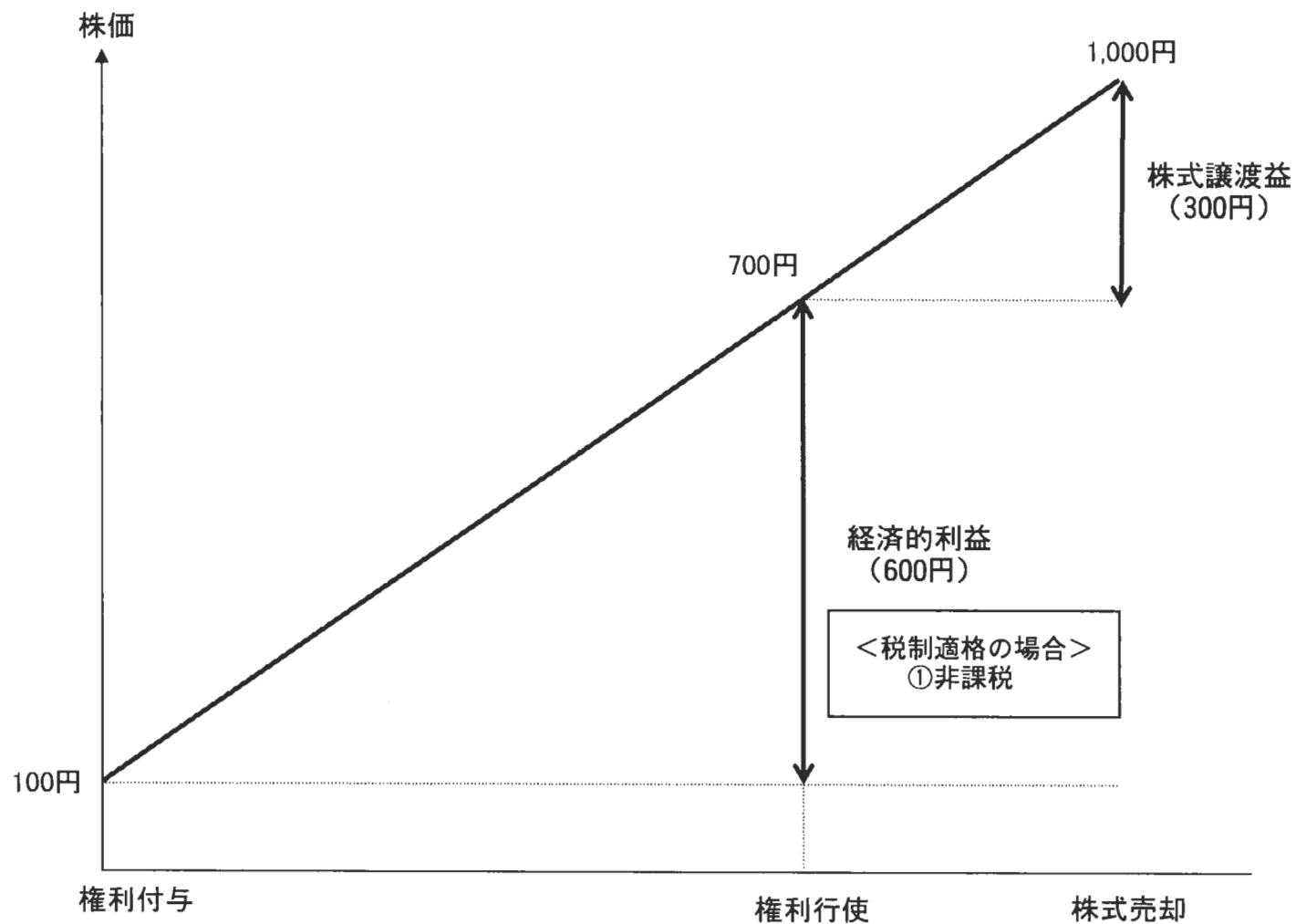
（注）特定支出控除の適用者数

（単位：件）

年分	昭63	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
申告者数	16	5	9	8	7	4	7	1	3	1	3	3	7	4	5	10	9	13

ストック・オプション税制の概要

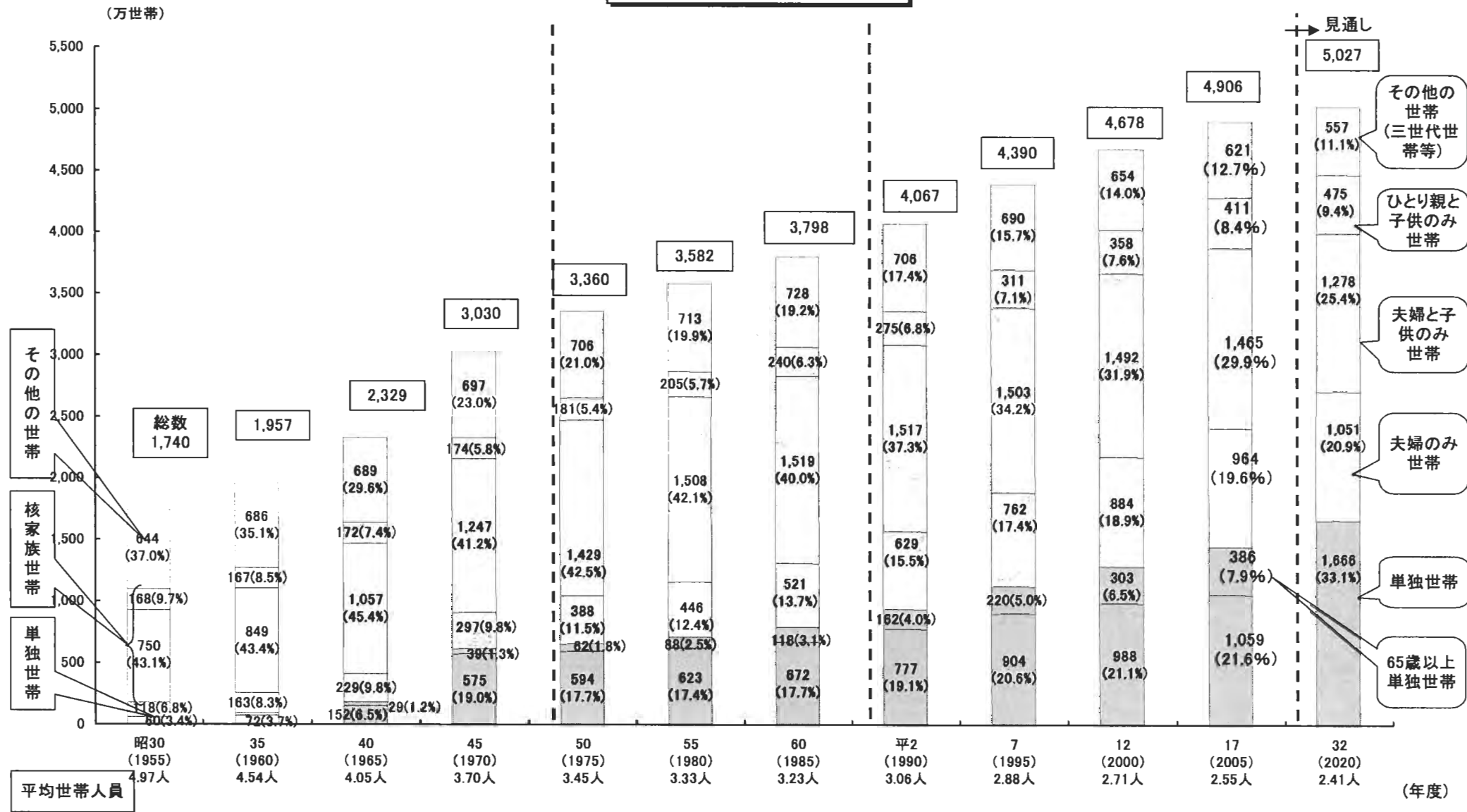
(1株100円で株式を取得する権利(ストック・オプション)を取得した場合)



<税制適格の場合>
②売却時に全て株式譲渡益税 (900円)

【上場株式等の譲渡益の税率】
平成15年～平成20年
10% (所：7%、住：3%)
平成21年～
20% (所：15%、住：5%)

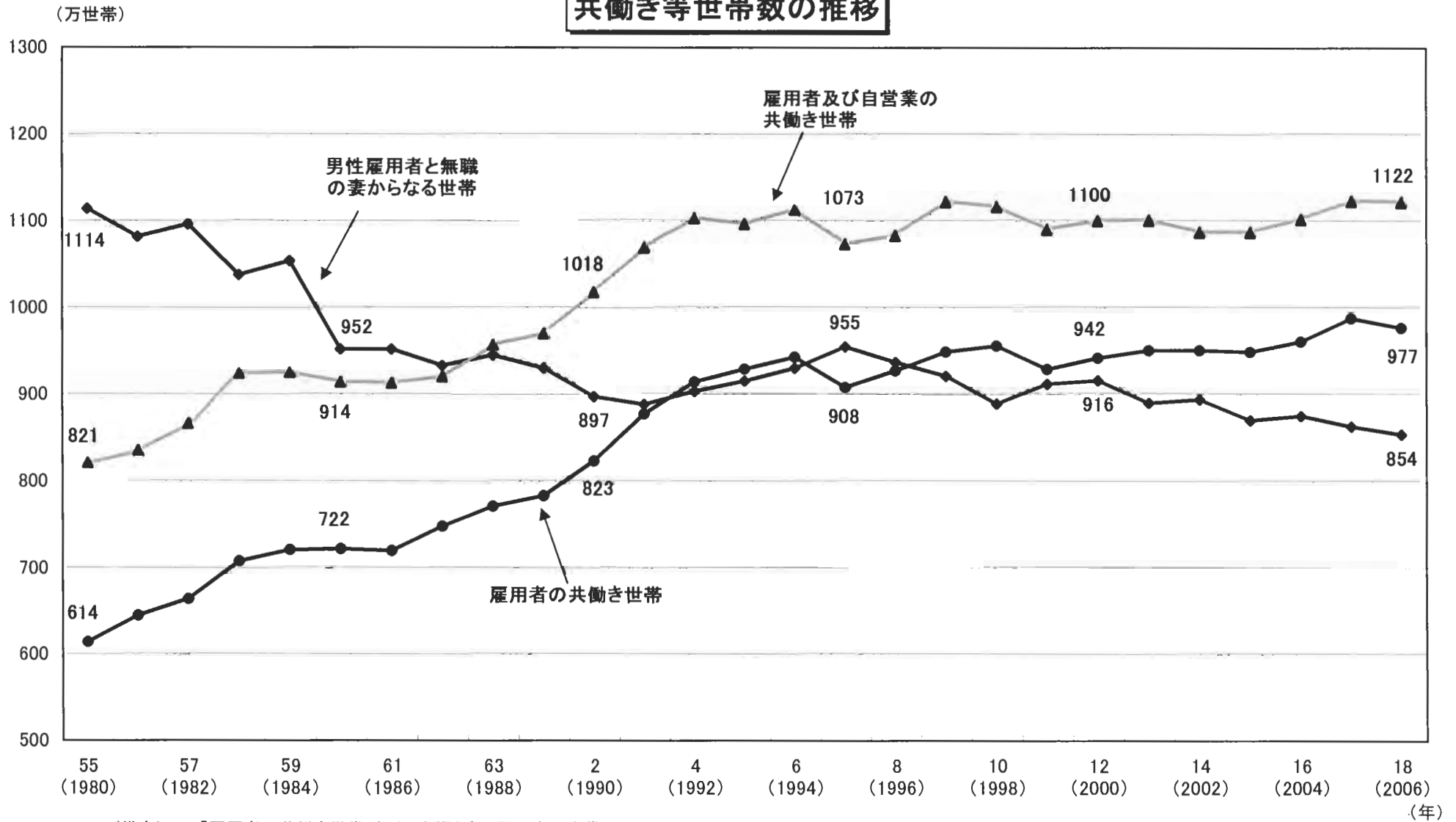
家族類型別世帯数の推移



(備考) ・世帯数：昭和40年(1965)以前は普通世帯、昭和45年(1970)以降は一般世帯の数値である。
 ・平均世帯人員：大正9年(1920) 4.89人 昭和5年(1930) 4.98人 昭和15年(1940) 4.99人 昭和25年(1950) 4.97人
 ・昭30年(1955)、平成32年(2020)についてはデータの制約上「65歳以上単独世帯」の区分を行っていない。
 ・数値は四捨五入しているため一致しない場合がある。

(出所) 平成17年(2005)以前：総務省「国勢調査報告」
 平成32年(2020)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来集計(平成15年10月推計)」中位推計

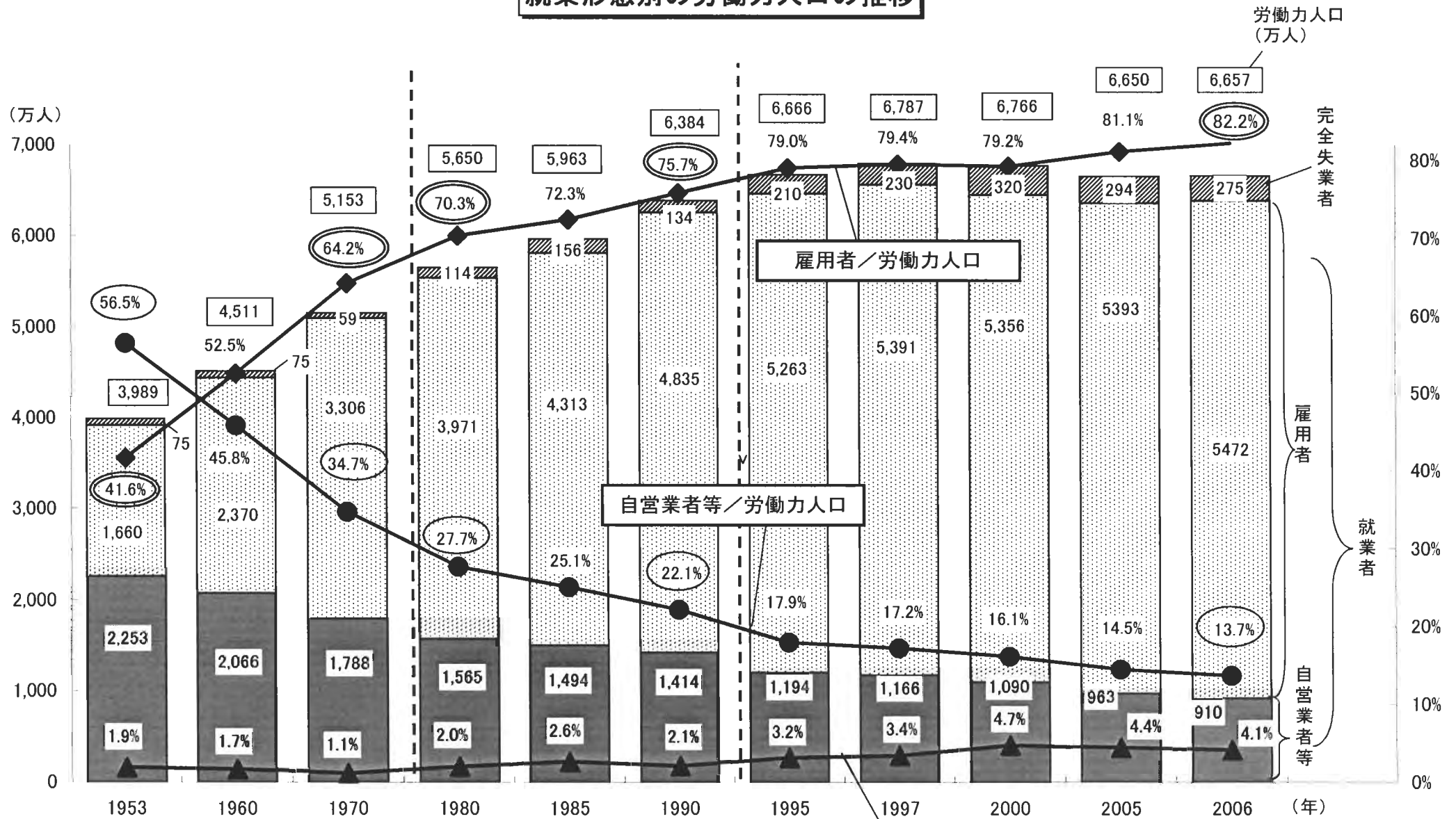
共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者及び自営業の共働き世帯」とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
 4. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

(出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)により作成。

就業形態別の労働力人口の推移



(備考)「労働力人口」＝「就業者(雇用者＋自営業者等)」＋「完全失業者」

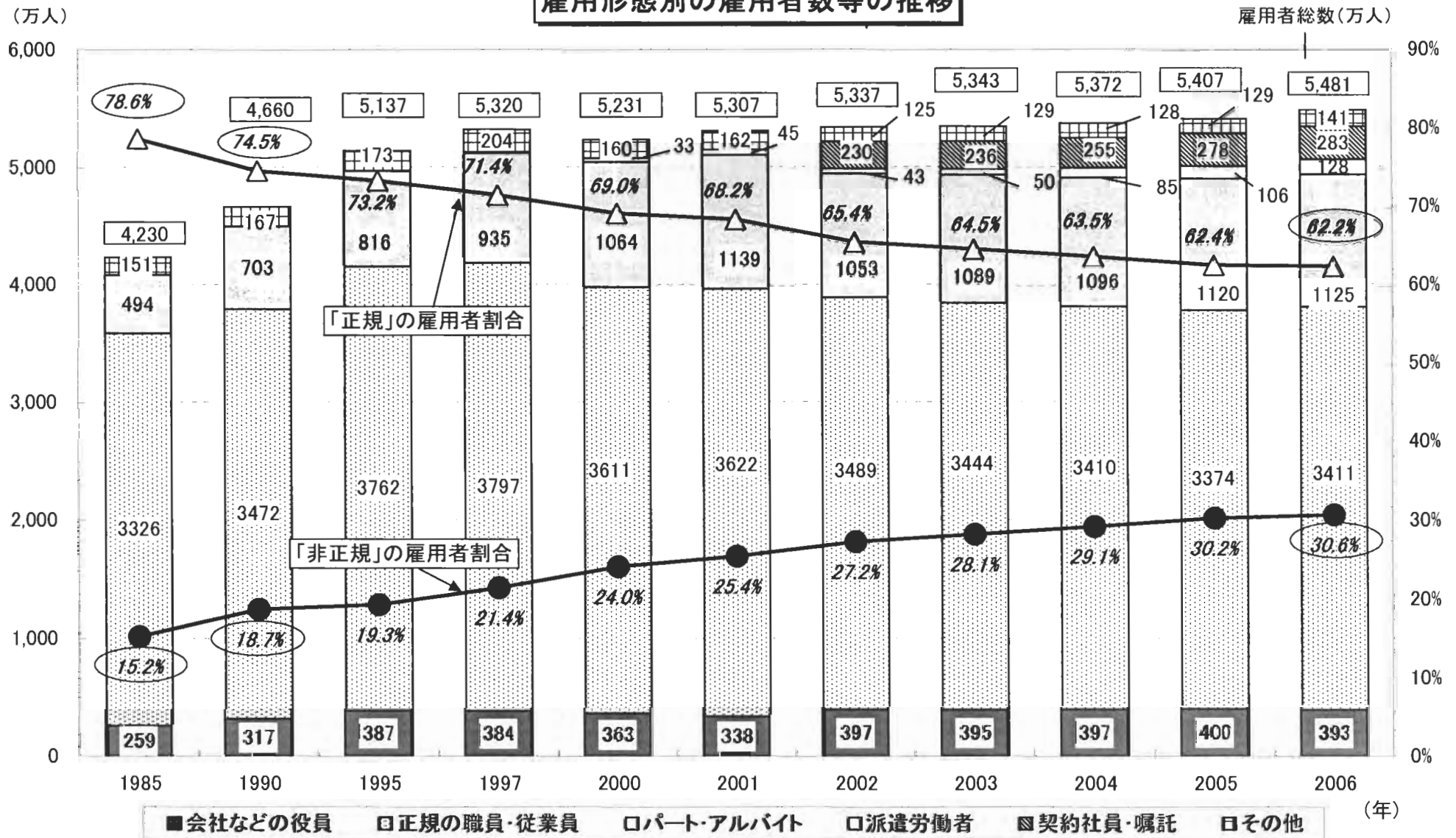
・「就業者」とは、月末1週間に少しでも仕事をした者。

・「自営業者等」には、自営業主(農業者含む)、家族従業者等が含まれる。

・「完全失業者」とは、仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐに就ける者。「完全失業率」＝完全失業者／労働力人口(%)

(出所)総務省「労働力調査」

雇用形態別の雇用者数等の推移



(備考) 1985年から1997年の統計では、「パート・アルバイト」の項目の中に「派遣労働者」の数値が、また1985年から2001年の統計では、「その他」の項目の中に「契約社員・嘱託」の項目の数値が含まれている。

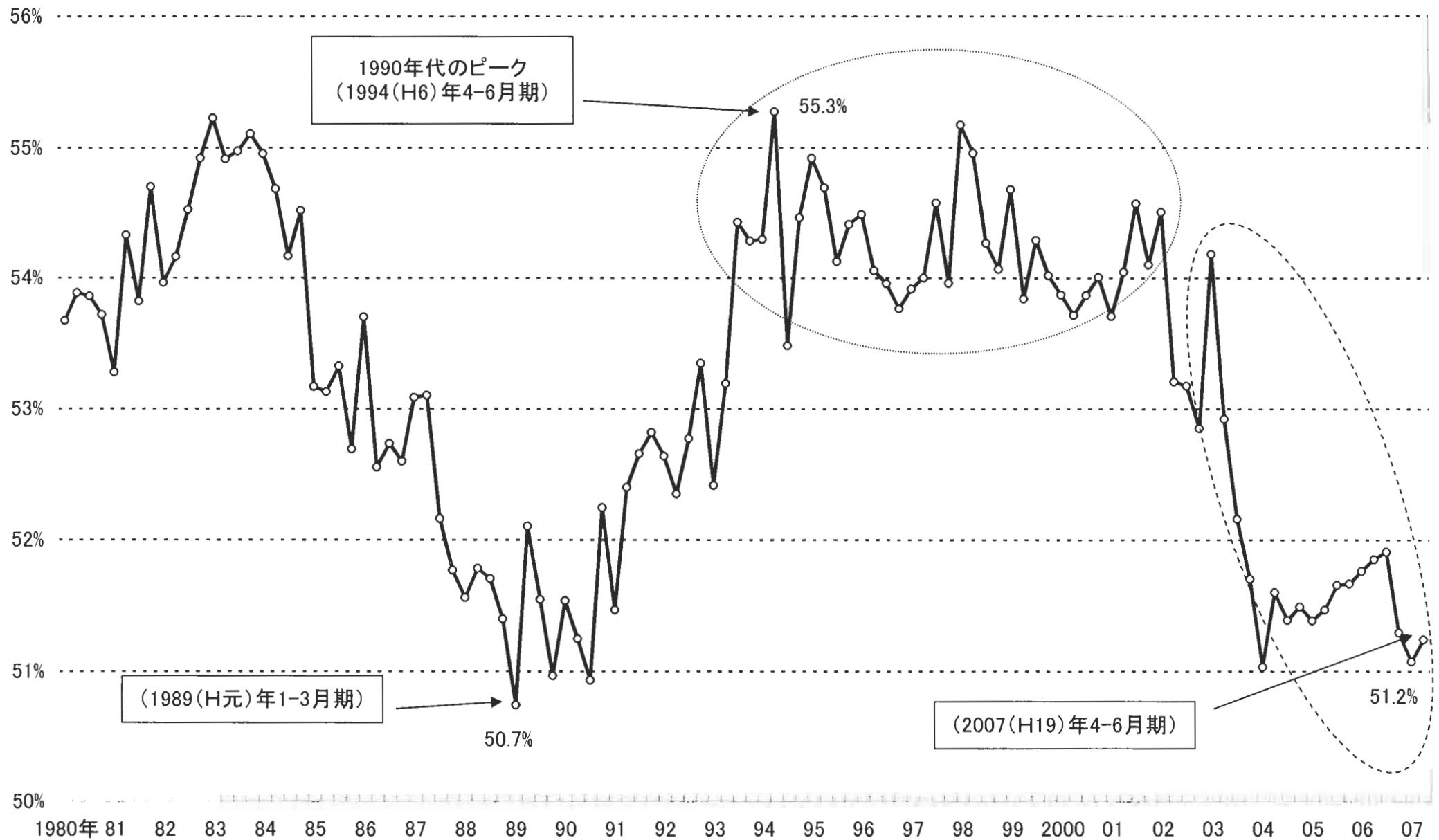
・「正規」の雇用者割合＝正規の職員・従業員／雇用者総数(%)

・「非正規」の雇用者割合＝「パート・アルバイト＋派遣労働者＋契約社員・嘱託＋その他」／雇用者総数(%)

1985年から2001年の統計は「労働力特別調査報告(2月)」、2002年から2006年までの統計は「労働力調査年報(詳細結果)」によるため、接続しない点に留意する必要がある。

(出所) 総務省「労働力特別調査」「労働力調査(詳細結果)」

労働分配率の推移



(備考)労働分配率＝名目雇用者報酬／名目GDP

(出所)内閣府経済社会総合研究所 四半期別GDP速報(平成19年9月10日発表分 等)